第4期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請	
1 対象期間	令和3年3月25日(木)午後9時から 令和3年4月12日(月)午前5時まで
2 対象施設	(食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設) ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に 該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
3 対象区域	仙台市全域
4 要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

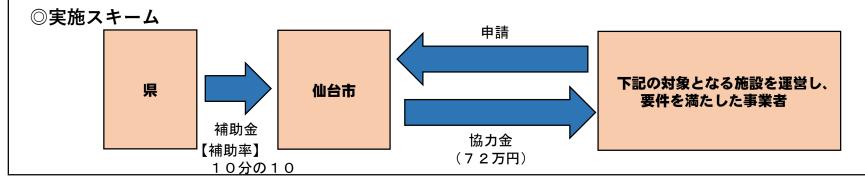
■ 時短要請相談窓口(コールセンター) 電話 022-211-2332受付時間 毎日9:00~17:00 ※3月22日(月) 9:00開設

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(令和3年3月25日午後9時~4月12日午前5時実施分)

仙台市全域を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年3月25日(木)午後9時から令和3年4月12日(月)午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設あたり72万円(4万円×18日間)



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けて いる下記の店舗

①接待を伴う飲食店

- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律第2条第1項第1号に該当する営業 を行う店舗
- ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

- ◎令和3年3月24日(水)以前から開業しており、 令和3年3月25日(木)午後9時から 令和3年4月12日(月)午前5時の期間中に 午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的 に御協力いただくこと。
 - ※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で 営業している店舗は要請対象外
 - ※ 前回までの要請への協力の有無は不問
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等